

納税者のための制度

税金は、納期限までに納めなくてはなりませんが、理由によっては、納税の猶予、納期限等の延長、県税の減免等が受けられる場合があります。

また、申告を誤った場合は更正の請求を、県税の処分等に不服がある場合は審査請求をすることができます。いずれも申請などの手続が必要となりますので、詳しくは、県の各地域振興局・支庁に御相談ください。

■ 納税の猶予

次のような場合には納税が猶予される場合があります。

要件	猶予期間
財産が災害(震災、風水害、火災等)又は盗難にあったとき	1年以内 (事情により2年以内)
本人や生活をともにする親族が病気や負傷をしたとき	
事業に大きな損失を受けたり、廃業や休業をしたとき	
軽油引取税で、軽油の販売代金が掛け売りのため、申告納入期限までに納めることができないとき	2か月以内
産業廃棄物税で、産業廃棄物の処理料金が掛け売りのため、申告納入期限までに納めることができないとき	

■ 納期限等の延長

災害等によって、申告や納税が納期限までにできないと認められる場合には、災害等がやんだ日から2か月以内に限って、納期限等が延長されます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告や納付ができないやむを得ない理由がある場合、申請により、影響がやんだ日から2か月以内の範囲で、納期限等の延長が認められます。

■ 県税の減免等

○ 災害その他の特別な事情がある場合

次の場合には、申請することによって県税が減額や免除されることがあります。

税目	主な減免理由
個人事業税	災害によって事業用資産等に損害を受けた場合
不動産取得税	災害で損害を受けた不動産に代わる不動産を3年以内に取得した場合
	取得した不動産が納期限までに災害で損害を受けた場合
自動車税種別割	一定の要件に該当する身体障害者、精神障害者又は知的障害者のために利用される場合
	自己の所有に係る自動車の損害額(保険金等による補填金額を除く。)が、年税額の4倍以上の場合
自動車税 環境性能割	一定の要件に該当する身体障害者、精神障害者又は知的障害者のために利用される場合
産業廃棄物税	産業廃棄物の自己処理に係る納税者が、天災等の特別な事情により、納税することができないと認められる場合

※ 個人県民税は市町村の条例に基づき減免されるので、市町村へ申請してください。

■ 更正の請求

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人県民税、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税、核燃料税、産業廃棄物税について、誤った申告書を提出して、税金を多く納めすぎた場合には、法律で定められた納期限から5年以内に限り、更正の請求ができます。

■ 県税に関する審査請求

県税の賦課決定や滞納処分等について不服がある場合は、知事に対して「審査請求」をすることができます。

この場合、納税通知書等を受け取る等、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に手続をとることが必要です。

できるだけ所管の地域振興局・支庁を通じて、手続をとってください。